

「令和4年度 裁判所法廷見学ツアー」の開催について

松山地方・家庭裁判所では、県内の小学5、6年生を対象に、法廷を見学したり、DVDを見て裁判の仕組みを勉強したり、裁判官に直接質問したりできる「裁判所法廷見学ツアー」を企画しました。小学生の皆さん、「裁判所法廷見学ツアー」に参加して、裁判所がどんなところかのぞいてみませんか。

1 実施日時

令和4年8月2日（火） 午前10時00分から午後3時00分まで

（午前9時30分から松山家庭裁判所で受付開始）

2 実施場所

松山地方裁判所及び松山家庭裁判所

午前中は松山家庭裁判所で、昼休憩（約1時間半）をはさんで午後は松山地方裁判所で、それぞれ行います。松山家庭裁判所から松山地方裁判所への移動（徒歩で10分程度）については、裁判所職員による案内はありませんので、参加者各自で移動していただくことになります。

松山地方裁判所：松山市一番町三丁目3-8

松山家庭裁判所：松山市南堀端町2-1

3 対象及び募集人数

愛媛県内にお住まいの小学5、6年生の児童25名程度（付添者を除く）

※1グループにつき、1名の付添者（18歳以上の方）が必要です。

応募者多数の場合には抽選とします。

4 参加費

無料

5 行事内容

法廷や少年審判廷の見学、裁判官の説明及び裁判官への質問、裁判の仕組みを説明したDVDの上映、法廷での記念撮影会 等

6 申込方法等

(1) 申込方法

往復はがき又はメールで、以下の①から⑤までの項目を御記入の上、下記(3)の応募先へ郵送（又は持参）若しくはメール送信してください（別添「往復はがき記載例」を参照してください。）。

なお、グループでの申込みは1通につき3人までとします（4人以上で申込みされた場合には無効となります。）。

① 参加希望者の住所

② 参加希望者の氏名（ふりがな）

※グループで申し込む場合は、全員の氏名及び住所を記載してください。

③ 電話番号

※平日（申込日から8月2日まで）の昼間に連絡が取れる保護者の電話番号

④ 参加希望者の学校名及び学年

⑤ 同伴する付添者全員の氏名及び参加希望者との続柄

* 申込みによって御提供いただいた個人情報、本企画以外に使用することはありません。

(2) 申込期限

令和4年7月15日（金）

※郵送及びメールの場合は同日必着、持参の場合は同日午後5時まで

(3) 申込先

〒790-8539 松山市一番町三丁目3-8

松山地方裁判所事務局総務課 「裁判所法廷見学ツアー」係 宛て

✉ dc.matsuyama.koho@wm.courts.jp

※メールの場合は件名を「裁判所法廷見学ツアー申込」としてください。

なお、持参される場合には、土日を除く午前8時30分から午後5時00分までの間に、松山地方裁判所事務局総務課（本館5階）へお持ちください。

(4) 申込結果の通知

申込結果は、メールで申込みをされた方にはメールにて、往復はがきで申込みをされた方には返信用はがきにてお知らせします（7月20日頃通知予定ですので、電話での照会は御遠慮ください。）。

なお、7月26日（火）を過ぎても結果通知が届かない場合には、松山地方裁判所事務局総務課庶務係（電話089-903-4379）までお問い合わせください。

7 参加者へのお願いと注意事項

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、以下の各事項をあらかじめ御了承ください。

ア 当日の朝、発熱等の体調不良を感じた場合には、参加をお控えください（その場合には、松山地裁事務局総務課へ御連絡ください。）。

イ 本ツアー参加中は、不織布マスク着用及び手指の消毒に御協力ください。

ウ 愛媛県内又は松山市内における新型コロナウイルス感染症の状況によっては、本ツアーを中止することがあります。

(2) 当日は裁判所広報のために職員が写真撮影を行い、撮影した写真を裁判所ウェブサイトに掲載いたしますので、あらかじめ御了承ください。

(3) 当日は報道機関による取材及び撮影が行われることがあります。

(4) 裁判所内に食堂はありません。

(5) 法廷で記念撮影を行うことができますが、指定された場所以外では撮影することができません。